令和８（2026）年度 大学の世界展開力強化事業 中間評価要項

令和８（2026）年３月 16 日
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会

大学の世界展開力強化事業（令和６（2024）年度採択EU諸国等との大学間交流形成支援）の中間評価は、この評価要項に基づき、令和８（2026）年度に行う。

１．目的

国際的に活躍できるグローバル人材の育成と大学教育のグローバル展開力の強化を目指し、高等教育の質の保証を図りながら、日本人学生の海外留学や外国人学生の積極的受入を行うEU諸国等の大学との国際教育連携の取組を推進するため、令和６（2024）年度に採択された各プログラムについて、その進捗状況等を確認するとともに、事業目的が十分に達成されるよう助言を行うことで、適切かつ効果的な実施を促すことを目的とする。

２．対象

各プログラムについて、その事業開始から令和６（2024）年度末までの取組状況や目標の達成状況等を評価の対象とする。なお、海外相手大学との連携教育やその質の保証のための取組等、大学が積極的に記載する実績については、中間評価調書提出時までのものを評価の対象に含める。

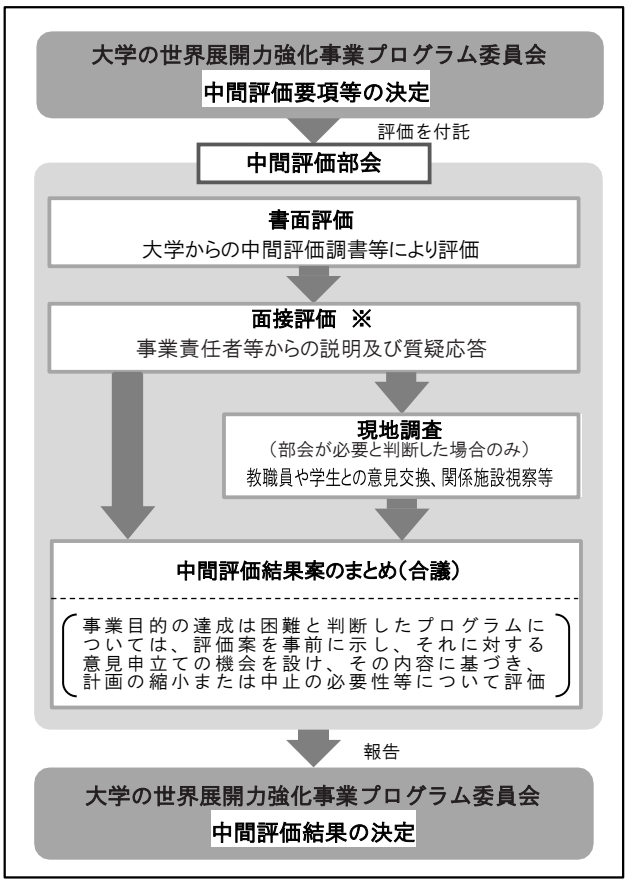

３．実施体制

大学の世界展開力強化事業プログラム委員会（以下「委員会」という。）の下に、委員会委員、プログラムの選定に係る審査経験者及び有識者で構成する中間評価部会（以下「部会」という。）を設置し、中立・公正かつ効果的な評価を行う。

４．手順

評価は、各プログラムの取組状況等について、部会において（１）書面評価、（２）面接評価、（３）必要に応じて現地調査を行い、（４）合議評価により中間評価結果案を決定する。中間評価結果案のとりまとめに際して、事業目的の達成は困難と判断したプログラムについては意見申立ての機会を設け、計画の縮小または中止の必要性等について評価を行う。

委員会は、部会からの中間評価結果案を受け、合議により中間評価結果を決定する。

（１）書面評価

書面評価は、次の評価項目ごとに評価した上で、所見を付す。

○ 項目別評価

・観点１「取組状況」についてプログラムの成果または発展への課題等今後の展望を踏まえ、また、観点２「目標の達成状況」について、それぞれ評価項目ごとにＳ～Ｄの５段階の評定を付した上で、その評価の判断の根拠・理由等の所見を付す。

・評価にあたっては、経費である補助金が適切かつ効果的に使用されているかについても考慮する。

観点１：取組状況

評価項目数：５
① 交流プログラムの内容及び大学間交流の枠組み形成 ・質の保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組が行われているか。 ・プログラムを実施する部局等にとどまらず、全学的な責任・協力体制の下でプログラムが実施されているか。 ・短期の交流から学位取得を見据えた長期の交流、オンラインを活用した様々な交流を見据え、大学間交流の発展に繋がるような、柔軟で発展的な交流プログラムが行われているか。 ・日本人学生の留学の障壁である語学・心理的ハードルを下げること、実渡航の効果を最大限に高めることを目的に、実渡航前の交流にあたっては、以下に該当する質の伴った教育研究、学生交流を実施しているか。 ・協働／共修学習活動（※）が含まれたもので、教育効果に十分配慮した交流となるよう、双方向性（対話性）を確保すると共に、現地学生や教員との交流等について大学等の関係機関や団体等間で事前に協議し、その交流内容と得られる教育効果が具体的に示されているもの。 ※協働／共修学習活動：国内外の学生が共に遂行するプロジェクトを通じた学び ・英語で卒業（修了）可能なカリキュラムの場合、外国人留学生と日本人が真に学び合う学修環境（アクティブラーニング等）が実施されているか。 ・留学後にも学生に対して継続的にフォローアップを行い、留学の効果を持続させる取組が行われているか。

・下記１）～６）の少なくとも一つ以上に該当する、質の保証を伴った交流プログラムが実施されているか。

１）　各参加大学において、単位取得可能な英語科目が十分提供され、自大学における単位の認定が保証される等、学生が自由に科目選択できる交流の実施

２）　相互に留学先の地域で研究機関・企業や国際機関等におけるインターンシップ等を組み込む等、将来のキャリア形成に資するプログラムの作成・実施

３）　修士（博士前期）段階での留学を促進することを目的に、学部の段階から留学へのハードルを下げるような交流・広報等を実施し、修士（博士前期）段階における留学生を増加させる取組の実施

４）　留学生の受入れ等における安全保障貿易管理において、他大学の参考となるような管理やFD（ファカルティ・ディベロップメント）の取り組みを実施、もしくは導入予定

５）　国際共同学位カリキュラム（ジョイント・ディグリー（以下「JD」という。）もしくはダブル・ディグリー（以下「DD」という。））を構築し、プログラム開始5年目までに実施

６）　AP（アドバンスト・プレースメント）科目の導入（※）により、高校から学部、学部から大学院進学に繋がるような計画（JV-Campus等のオンラインの活用も推奨）の実施

※例えば、大学生がある大学院で科目等履修生として取得した単位が、当該大学院への入学後に既修得単位として認定する取組等の導入を想定。

・透明性、客観性の高い厳格な成績管理（ルーブリック等を用いた各授業科目の到達目標の具体的な達成水準の明確化や教務に関する委員会の点検等を通じた事後的に検証する仕組みの構築等）、コースワークを重視したカリキュラムの構成、学生が履修可能な上限単位数の設定、学修目標の明確化、学修成果の可視化と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視して行われているか。

・単位の付与・相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確に示されて行われているか。

・国際公募による外国人教員の招聘や海外大学での教育経験または国内外の大学で英語等による教育経験を有する日本人教員の配置、海外相手大学との教員交流、FD等による教育力の向上等、質の高い教育が提供されるよう交流プログラムの内容に応じた教育体制の充実が図られているか。

・加点事項に関する取組が着実に行われているか。

② 日本人学生の派遣及び外国人学生の受入のための環境整備

・学生へのサポートが円滑及び適切になされるよう、関係大学間で十分に連絡・情報共有がなされているか。

・日本人学生の派遣及び外国人学生の受入の拡大に向け、留学支援員の配置、留学先や奨学金情報の提供、言語・生活サポート等、大学における支援体制を充実させているか。

・留学中の学生の安全管理に関する体制や、緊急時、災害時に学生をサポートするリスク管理が十分に行われているか。

・外国人学生の在籍管理のための適切な対応が行われているか。

・受け入れた外国人学生に対し、履修指導、教育支援員・ＴＡ等の配置、学内外での諸手続き支援、カウンセリング、宿舎、学内各種資料の翻訳、就職支援等のサポートが行われているか。

・渡航前の日本人学生に対して、危機管理研修を義務付ける等、学生自身の危機管理意識・能力の向上のための教育を行っているか。
・日本人学生に対して、派遣前から留学中、帰国後にわたり、履修指導、交流に関する情報の提供、相談サービスの実施、就職支援等のサポートが行われているか。また、留学支援員の配置、留学先や奨学金情報の提供、言語・生活サポート等の整備が行われているか。
・海外相手大学における単位制度（授業時間を含めた学習量や単位の換算方法等）、学生の履修順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について留意がなされ、交流するプログラムの内容に応じたサポートの実施等により、学生の履修に支障がないよう配慮がなされているか。
・大学間交流の発展に向け、参加学生の同窓会ネットワークの立ち上げ等、卒業・修了後の継続的サポートが行われているか。
・国内外でのインターンシップ等による就業体験の機会確保や、外国人学生の国内就職説明会参加、産業界からの講師等の派遣等、産業界や自治体との連携が十分に図られているか。

③　プログラムの実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及

・質の保証を伴った大学間交流の充実・発展のため、実施大学だけでなく国内外の他大学の学生も参加できる取組が設けられる等柔軟で発展的かつユニークな取組が行われているか。
・大学の国際化に向けた戦略的な目標等において、プログラムの意義及び方向性を明確に位置づけるとともに、国内連携大学・海外相手大学も含めた組織的・継続的な教育連携が行われているか。
・招聘した外国人教員や外国人学生とのコミュニケーションを図れる程度の能力を有する事務職員の配置や、語学等に関する職員の研修プログラム等、事務体制の国際化と事務職員の能力向上が行われているか。
・交流にかかる業務が一部の教職員に偏らないよう、事務局機能を強化する等プログラムをサポートする全学的体制の充実が行われているか（窓口となる担当部署を設定し、教職員間の情報共有、意思疎通や各種問い合わせへの対応、プログラム運営上の関係者間の調整を行う等）。
・プログラムの取組や成果について、ホームページ等による公表の他、報告会、発表会等の場を設けて、学内関係者のみならず他大学や産業界等への普及が積極的に行われているか。
・質を保証する観点や学生の適切な判断・選択に資する観点から、取組の実施状況等や交流プログラムの詳細等必要な情報について、外国語による提供も含め、積極的に情報の発信が行われているか。
・中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成２２年５月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信が行われているか。

④ 交流プログラムの質の向上のための評価体制と補助期間終了後の継続性 ・プログラムの実施、達成状況を評価し、改善を図るための評価体制が整備され、これらの活動が行われているか。 ・補助期間終了後も継続的かつ発展的に質の保証を伴ったプログラムが実施されるよう、将来を見据えた取組が行われているか。 ・初年度から、補助金以外に大学独自の奨学金等の学内外資金を確保する等、自走化に向け、補助金以外に独自資金の確保に着手しているか。
⑤ 留意事項への対応 ・審査結果における留意事項への対応を適切に行っているか。

評定	
S	プログラム計画の実現にあたり、優れた取組が行われている。
A	プログラム計画の実現にあたり、十分な取組が行われている。
B	プログラム計画の実現にあたり、取組がやや不十分であり一部改善を要する。
C	プログラム計画の実現にあたり、取組が不十分であり改善を要する。
D	プログラム計画の実現にあたり、取組が極めて不十分であり抜本的改善を要する。

観点２：目標の達成状況

評価項目数：４
⑥ 中間評価までの達成目標 ・養成しようとする人材の養成に向けた具体的な取組が実施されているか。 ・アウトプットだけでなくアウトカムに関する具体的な目標について計画どおり達成されているか。 ・学生に修得させる具体的能力について、プログラム計画に沿った実績となっているか。また、それ以外について修得したものが認められるか。
⑦ プログラム計画において海外に留学する日本人学生数の推移
⑧ プログラム計画において受け入れる外国人学生数の推移
⑨ その他の中間評価までの交流学生数等 ・日本人学生の派遣数と外国人学生の受入数が同数程度となっているか。 ・一定の外国語力基準（外部検定試験のスコア等）をクリアする日本人学生数についてプログラム計画に沿った実績となっているか。 ・実渡航前のオンライン教育を実施する場合、そのオンライン教育を受けた学生数（分野別等）についてプログラム計画に沿った実績となっているか。

・EU 諸国等との大学との間で実施する協働/共修学習活動数についてプログラム計画に沿った実績となっているか。
・海外相手大学との単位互換について、プログラム計画に沿った実績となっているか。

評定	
S	目標を上回っており、優れた実績を挙げている。
A	目標を達成しており、順調な実績を挙げている。
B	目標をやや下回っており、一部改善を要する。
C	目標を下回っており、改善を要する。
D	目標を大幅に下回っており、抜本的改善を要する。

書面評価に用いる資料は次のとおりとする。

・中間評価調書、参考資料（学生アンケート結果は必須。そのほか、年次報告書等２種類まで任意提出）
・採択時の計画調書及び審査結果
・海外相手大学追加調書（採択後に追加した事例のある場合のみ）
・そのほか、部会が必要とする資料

○ 総括評価（書面）

・部会において、合議によりプログラムごとに書面評価における総括評価（書面）を決定するとともに、面接評価時に確認すべき事項を取りまとめる。

書面評価 総括評価	
S	優れた取組状況であり、事業目的の達成が見込まれる。
A	これまでの取組を継続することによって、事業目的を達成することが可能と判断される。
B	当初目的を達成するには、助言等を考慮し、より一層の改善と努力が必要と判断される。
C	これまでの取組状況等に鑑み、目的の達成が困難な取組があると考えられ、成果を見込めない取組については縮小･廃止し、財政支援規模の縮小が妥当と判断される。
D	これまでの取組状況等に鑑み、事業目的の達成は著しく困難と考えられ、財政支援の中止が妥当と判断される。

このほか、書面評価の実施方法等の詳細は部会において定める。

（２）面接評価

面接評価は、別途定める「中間評価 面接評価実施要領」に基づき、各プログラムの事業責任者等と

の質疑応答等により行う。

面接評価終了後、合議により、プログラムごとに総括評価（面接）を決定する。その際、評定が「A」のうち、取組状況や目標の達成状況について、評価の段階では一部改善を要するものの、これまでの取組を継続することによって事業目的を達成することが可能と判断するものについては「A⁻」（「これまでの取組を一部改善することによって、事業目的を達成することが可能と判断される。」）とする。

面接評価　総括評価	
S	優れた取組状況であり、事業目的の達成が見込まれる。
A	これまでの取組を継続することによって、事業目的を達成することが可能と判断される。
A⁻	これまでの取組を一部改善することによって、事業目的を達成することが可能と判断される。
B	当初目的を達成するには、助言等を考慮し、より一層の改善と努力が必要と判断される。
C	これまでの取組状況等に鑑み、目的の達成が困難な取組があると考えられ、成果を見込めない取組については縮小・廃止し、財政支援規模の縮小が妥当と判断される。
D	これまでの取組状況等に鑑み、事業目的の達成は著しく困難と考えられ、財政支援の中止が妥当と判断される。

審議の結果、現地調査の実施が必要と判断したプログラムに対しては、現地において確認すべき事項をとりまとめる。

このほか、面接評価の実施方法等の詳細は部会において定める。

（3）現地調査

現地調査は、別途定める「中間評価 現地調査実施要領」に基づき、部会が必要と判断したプログラムの事業責任者等との質疑応答等により行う。

このほか、現地調査の実施方法等の詳細は部会において定める。

（4）合議評価

現地調査を行った場合は当該プログラムに対する総括評価（現地）について審議の上、各プログラムに対する評価コメントを合議によりとりまとめ、面接評価まで行ったプログラムに対しては総括評価（面接）、現地調査まで行ったプログラムに対しては総括評価（現地）とともに中間評価結果案として決定する。

事業目的の達成は困難と判断したプログラムについては、中間評価結果案を事前に示し、それに対する意見申立ての機会を設け、申立てや見直し後の計画が示された場合はその内容を審議し、計画の縮小や財政支援の中止の必要性について判断した上で、あらためて中間評価結果案を決定する。この他のプログラムについては、評価コメント案を事前に示し、語句の誤りや事実誤認等正確性を欠くものがないかどうかを確認し、修正が必要な事項について示された場合は、その内容について検討の上、必要に応じてコメントを修正する。

５．情報の開示・公表と取扱い

（１）審議内容の取扱い

委員会の会議、会議資料及び議事概要は、原則として公開とする。ただし、次に掲げる場合であって、委員会が非公開とすることを決定した場合はこの限りではない。

・評価（人選を含む。）に関する調査審議の場合

・その他、委員長が公開とすることが適当でないと判断した場合

なお、専ら評価に関する調査審議を行う部会の会議、会議資料及び議事概要は、評価の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

（２）評価結果の通知・公表と取扱い

評価結果は各プログラムに通知するとともに文部科学省に報告し、併せて独立行政法人日本学術振興会のウェブサイトへの掲載等により広く社会に情報提供する。文部科学省は、評価結果に基づき、４年目以降の補助金の適正な配分（増額、減額または廃止等）を行う。

（３）委員氏名の公表

委員会委員の氏名は委員会の開催に際して、部会委員の氏名は評価結果と併せて公表する。

６．委員の遵守事項

（１）利害関係者の排除

委員会委員及び部会委員（以下「委員」という。）は、中立・公正な評価のため、次に示す利害関係にあるプログラム等に関する評価は行わず、その個別審議にも加わらない。

○ 利害関係の例

・プログラムに関与している場合

・プログラムを実施する大学に役員として在職（予定含む）あるいは専任または兼任として在職（予定含む）している場合

・その他、中立・公正に評価を行うことが困難と判断される場合［※この場合、申し出に基づき委員長（部会においては部会長）が利害関係者に該当するか否かを判断する。］

（２）秘密保持

・評価の過程で知り得た個人情報や評価内容に関係する情報は外部に漏らさないほか、委員として取得した情報（評価関係資料含む。）は他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

・個人情報や機密情報を含む情報の漏洩リスクがあるため、評価関係資料の内容を、生成 AI に入力しないこと。